

定 款

(2020 年 6 月 29 日改定)

株式会社カラダノート

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社カラダノートと称し、英語表記は KARADANOTE, INC.とする。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. インターネットを活用した情報提供サービス
2. 各種マーケティングに関する業務及び各種コンサルティング業務
3. 広告代理店業務
4. 生命保険の募集に関する業務及び損害保険、少額短期保険の代理店業務
5. 少額短期保険に関する業務
6. ウェブサイト、ウェブコンテンツ及びデジタルコンテンツの企画、開発、制作、販売、運営及び管理
7. インターネット及びカタログによる通信販売及び仲介
8. 物品の仕分け、梱包、発送及び配送業務
9. 料理、洗濯及び買い物等家事一般代行事業
10. 不動産の売買、賃貸借、仲介、運用及び鑑定業
11. 労働者派遣事業、有料職業紹介事業、人材の職業適性能力開発のための研修、指導及び教育事業
12. 企業の人材採用を支援するサービス
13. 執筆業務の管理及び受託
14. 投資顧問業
15. 有価証券の取得、投資、保有及び運用
16. 通信教育に関する企画、開発、制作、販売、運用及び管理
17. 物品等のレンタル事業に関する企画、開発、制作、販売、運用及び管理
18. 保育園、託児所の経営
19. 介護施設の経営
20. ホームセキュリティサービスに関する販売及び仲介
21. イベントに関する企画、運営
22. 貸金業
23. 飲食店の経営
24. 前各号に関連する市場調査、宣伝及び広告業

25. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 東京都港区 に置く。

(公告)

第4条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、20,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年 7 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところ

ろに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合は、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 19 条 当会社の取締役は、3 名以上 7 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締

役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 31 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。

ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 40 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 41 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会

において再選されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第 43 条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て取締役会が定める。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 44 条 当会社の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 45 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 46 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 7 月 31 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第 47 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 剰余金の配当には利息をつけない。

以上は、会社の定款である。

2020 年 6 月 29 日

東京都港区芝公園 2 - 1 1 - 1 1

芝公園 2 丁目ビル 3 階

株式会社カラダノート

代表取締役 佐藤 竜也